

やまぼうし自然学校 新型コロナウイルス感染防止対策及び活動指針

新型コロナウイルス感染防止に対して、やまぼうし自然学校の運営に従事する職員及び運営支援を行うインプリ、並びにイベント類への参加者の安全確保を行うため次の事項を遵守する。

1. 職員・インタープリター自己管理

- ①日々の健康状態（体温、咳、喉の痛み、味覚嗅覚異常等の体調不良）の確認を自ら行い記録する。
- ②体調に異常を感じた場合は事務局に報告し休暇をとる。
持病等により出勤に不安がある場合は相談する。
- ③出勤時、健康観察を実施し異常が無いことを確認する。
- ④業務稼働が少ない日は、出勤・退勤時間の弾力的対応を図り可能な限りの時短に務める。
- ⑤現場での打ち合わせ時間の短縮に務める。
- ⑥緊急事態宣言の対象都府県との往来を可能な限り自粛し、往来があった場合は出勤を原則 1 週間控える。 ※2

2. 業務一般・スタッフ研修の運営管理

- ①「密閉空間」とならないように換気を十分に行う。
- ②「密集場所」とならないように参加人数は施設の規模や規制人数に従う。
配置スタッフ数を考慮して、参加者が概ね 50 名を越えない数とし、全体規模も学校団体以外の主催事業は 100 名を越えない範囲とする。指導者および参加者間の距離を 2m、最低 1m 確保するよう努める。 ※3
- ③対面での会話や発声をする「密接場面」を作らぬようにするとともに、指導者および参加者は必ずマスクを着用する。
- ④検温と体調確認を行い咳などの異常が認められる場合は、参加を見合わせてもらう。また手指のアルコール消毒を実施する。
- ⑤緊急事態宣言発出地域および感染拡大傾向の地域へ業務以外での往来のある者は当日から遡った 1 週間に体調に異状がないことを確認したうえで業務にあたる。 1-⑥連動 ※2
- ⑥飲食の提供は、ガイドラインに従い感染対策を充分行う上での実施判断とする。
- ⑦長野県内実施の場合は、自家用車での参加を推奨する。

補足事項

1. 「新しい生活様式」及び信州版「新たな日常のすすめ」を基本とする。
更新日：2021 年 10 月 27 日
- ※2. 経過観察期間（濃厚接触者に対して自宅待機の期間）原則として、陽性者との接触等から 7 日間（8 日目解除）とする。ただし、4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査がいずれも陰性であった場合には、5 日目に待機を解除する。
- ※3. 自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している団体における新型コロナウイルス対応マニュアル（第 1 版）に基づく。

3. 長野県内での新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

(直近1週間10万人当たりの新規感染者数)

レベル1 平常時：感染者の発生が落ち着いている

レベル2 0.4人以上
注意報：感染が確認されており注意が必要

レベル3 1.2人以上
警報：感染の拡大に警戒が必要

レベル4 2.5人以上
特別警報：感染が拡大しつつあり、特に経過が必要

レベル5 5.0人以上
非常事態宣言（県独自）
：感染が顕著に拡大している

レベル6 緊急事態宣言（特措法に基づく）及び蔓延防止等重点措置
：国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある

国の新たなレベル分類

レベル0（感染者ゼロレベル）

○新規陽性者数ゼロを維持できている状況である。

○大都市圏では感染が持続していても、都道府県によっては新規陽性者数がゼロの状況が在り得る。

レベル1（維持すべきレベル）

○安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況である。

レベル2（警戒を強化すべきレベル）

○新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況である。

○特に大都市圏でレベル2になった場合には、地方部への感染拡大を抑制するための施策を準備する必要がある。

レベル3（対策を強化すべきレベル）

○一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況である。

○レベル3に移行すると“強い対策”を講じる必要が出てくる。

レベル4（避けたいレベル）

○一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況である。

4.活動指針は日本国内の状況を日々把握し、情報収集に努め随時見直すこととする。

5.首都圏での業務については上記を原則としたうえで、感染拡大状況やフィールドに即した適切な対策を講じる

6.主催事業開催の判断基準

(長野校)

- ◆該当事業の中止、又は延期
 - ・上田地域における対象小中学校の休校
 - ・上田地域における感染警戒レベル5、6
 - ・上田地域における感染警戒レベル5発令から2週間まで
 - ・長野県における国の緊急事態宣言の特定警戒都道府県指定

- ◆一部事業の変更、延期
 - ・上田地域における長野県の感染警戒レベル4
宿泊を伴う事業：中止もしくは日帰りに変更
日帰りの活動：人数制限、募集地域限定、感染予防対策強化で実施

(首都圏東京支部)

- ◆該当事業の中止、振替
 - ・首都圏における新たなレベル4相当
 - ・首都圏における国の緊急事態宣言・まん延防止措置の特定警戒都道府県指定

- ◆一部事業の変更、延期
 - ・首都圏における新たなレベル3相当
宿泊を伴う事業：中止もしくは日帰りに変更
日帰りの活動：人数制限、募集地域限定、感染予防対策強化で実施

7.主催事業開催可否の判断時期

各事業開催予定日の6日前～前日を判断の規定日とし、6項の判断基準に準ずるものとする。